

# 評 価 報 告 書

平成 2 7 年 3 月

京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童相談業務評価検証部会

## 目 次

1	はじめに	1
2	評価の視点	2
	ア 評価項目	
	イ 評価の実施方法	
	ウ 評価を実施する上での留意事項	
3	評価結果	
	(1) 児童相談所と市町村要対協の連携について	5
	(2) 児童虐待対応について	10
	(3) 児童相談業務における人材育成のあり方について	17
	(4) その他、委員の助言	19
4	評価のまとめ	21
5	おわりに	23
6	用語解説	24
7	部会の開催経過	26
8	京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童相談業務評価検証部会・委員名簿	27

# 1 はじめに

## 児童相談業務評価検証部会の目的及び経過

平成18年10月に長岡京市で発生した児童虐待死亡事案を受けて、京都府では平成19年度に外部有識者による京都府児童相談所業務外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理や組織運営等を定期的に確認することとなった。

これを受け、委員会においては、これまで児童相談所における子どもの安全を確保するための迅速な対応や、地域における情報共有のあり方、関係機関との連携による子どもの見守り活動の状況等について調査を実施し、助言を行ってきた。

また、児童相談所と市町村とで児童相談業務が重層的に行われていることを踏まえ、平成20年度からは、困難ケースなどを通して児童相談所と市町村の連携状況を確認するとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の設置・運営状況や、児童相談所における安全確認及び在宅ケースへの対応状況等について調査を行ってきた。

近年、児童虐待案件が増加する中、これまで有識者会議として活動していた委員会に児童虐待案件等の調査・答申の機能を持たせる必要が生じて来たことから、昨年度、委員会を京都府社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の部会として位置付け、名称を「児童相談業務評価検証部会」と変更したところである。

今年度は、児童相談所と市町村要保護児童対策地域協議会の連携、児童虐待対応、児童相談業務における人材育成のあり方について評価を実施した。

## 2 評価の視点

### ア 評価項目

平成16年に児童福祉法が改正され、市町村が児童相談業務を担うこととなつてから、10年が経過する中で、児童虐待通告件数は急増し、児童相談所における通告件数はこの10年で3.5倍になるなど、その対応について再考するべき時期に来ているところである。このため、市町村等における虐待の未然防止を更に強化するとともに、児童相談所と市町村要保護児童対策地域協議会の連携、児童相談所における児童虐待対応状況及び人材育成のあり方等について、取組状況を確認し、児童虐待対策の対応強化について提案するものである。

#### (1) 児童相談所と市町村要対協の連携について

児童相談所と市町村がケース移行等についての基準を定め、連携を密にしながらかケース対応しているか検証を行う。

- 児童相談所から市町村にケース移行したもの及び市町村から児童相談所に援助依頼、送致したケースについて、児童相談所と市町村要対協間で情報共有できているか
  - ・ 児童相談所－市町村間のケース移行の基準について
- 市町村の児童福祉部門と母子保健部門の連携状況
  - ・ 母子保健事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）を通じて把握したケースを要対協へ適切につないでいるか
  - ・ 特定妊婦、居住実態が把握できない児童に対する対応等について
  - ・ 市町村と医療機関との連携状況
- 市町村要対協と民生児童委員との連携について

#### (2) 児童虐待対応について

増加する児童虐待通告に対して、児童相談所の初期対応や進行管理等が組織的に運営されているか。また、市町村担当窓口との連携が円滑に実施されているか検証を行う。

- 初期対応の状況について
- 夜間・休日対応について
- 支援しているケースの進行管理について
- 法的対応の状況について

### (3) 児童相談業務における人材育成のあり方について

人材育成について、研修等の効果を業務に生かし、職員を育成する仕組みとなっているか検証を行う。



- 府が実施する研修が専門性を確保し、職員の資質向上につながるものとなっているか
  - ・ 児童相談所におけるニーズを反映した研修となっているか
  - ・ 児童相談所において、研修効果を積み上げられる体制となっているか  
また、公所により受研に偏りはないか
- 各職場においてOJTをどのように取り組んでいるか

#### イ 評価の実施方法

各委員が分担して、家庭支援総合センター、宇治児童相談所（南部家庭支援センター）、同児童相談所京田辺支所、福知山児童相談所（北部家庭支援センター）に出向き、調査項目に沿って児童相談所職員（所長、参事、相談・判定課長、未来っ子サポートチーム（虐待担当）職員、保健所の虐待対応専任職員等）や関係市町担当職員からのヒアリング及び状況確認等を行った。

#### <現地調査日程一覧>

		児童相談所	市町村 (要対協事務局)
平成27年	1月7日(水)	宇治児童相談所京田辺支所	京田辺市
	1月9日(金)	宇治児童相談所	城陽市
	1月14日(水)	福知山児童相談所	舞鶴市
	1月15日(木)	家庭支援総合センター	大山崎町

また、児童虐待に対する未然防止、とりわけ市町村における母子保健部門と児童福祉部門の連携及び乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問事業の実施状況について、全市町村の状況を確認する必要があることから、現地調査対象市町村と同様の評価項目調査を行い、その結果をもとに平成27年2月27日(金)に部会を開催し、検証を行った。

#### ウ 評価を実施する上での留意事項

児童虐待の通告や対応するケースは年々増加するとともに、家族関係の複雑化や、保護者自身の課題など、対応困難な事例が増加し、児童相談所と市町村の他、様々な関係機関が連携して対応していくことが非常に重要となっている。

このため、児童虐待への対応について、何ができて、何ができていないのかのチェックを各機関に個別に行うのではなく、今日的な課題や連携のあり方等を踏まえて児童相談業務がより一層適切に遂行され、また、職員がやりがいを持って活動できるように助言をするという視点で調査を行ったものである。

<参考>

家庭支援センターの概況

	家庭支援総合 センター	宇治児童相談所(南家庭支援センター)		福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)	
			本 所	京田辺支所	
所在地	京都市		宇治市	京田辺市	福知山市
面積(km <sup>2</sup> )	1,177.10	521.17	114.15	407.02	2,082.02
	3,780.29	13.8%	3.0%	10.8%	55.1%
人口(人)	288,242	559,181	281,579	277,602	297,306
	1,144,729	48.8%	24.6%	24.2%	26.0%
児童数(人)	47,561	97,405	46,976	50,429	49,203
	194,169	50.2%	24.2%	26.0%	25.3%
担当区域 (児童相談)	4市2町 向日市、長岡京市、 亀岡市、南丹市、 大山崎町、京丹波町		2市1町 宇治市、城陽市、 久御山町	3市5町1村 八幡市、京田辺市、 木津川市、井手町、 宇治田原町、精華町、 笠置町、和束町、 南山城村	5市2町 福知山市、舞鶴市、 綾部市、宮津市、 京丹後市、伊根町、 与謝野町
一時保護所	併設		併設	無し	併設
虐待受理件数(件)					
㊸ 732	175(23.9%)	321(43.9%)	159(21.7%)	162(22.2%)	236(32.2%)
㊹ 964	227(23.5%)	498(51.7%)	265(27.5%)	233(24.2%)	239(24.8%)
㊹上424	99(23.4%)	213(50.2%)	97(22.9%)	116(27.3%)	112(26.4%)
㊺上643	159(24.7%)	299(46.5%)	142(22.1%)	157(24.4%)	185(28.8%)

注1：人口及び児童数(18歳未満人口)は平成26年4月1日現在

注2：㊹上、㊺上は4月～9月

### 3 評価結果

#### (1) 児童相談所と市町村要対協の連携について

ア 児童相談所から市町村にケース移行したもの及び市町村から児童相談所に援助依頼、送致したケースについて、児童相談所と市町村要対協間で情報共有できているか

##### ○実務者会議

児童相談所は管内要対協の実務者会議に全て出席しており、この会議において、児童相談所や市町村のそれぞれが担当する全てのケースの進行管理を行い、相互に情報共有や対応の確認を行っている。この他、ケースに動きや変化があれば電話や市町村担当課訪問時に情報共有、また必要に応じて要対協の個別ケース検討会議の場で情報共有及び支援方針の確認を行っている。

しかし、平成26年11月に実施した府内市町村調査から、実務者会議の開催状況については、虐待受理件数が年間50件未満の市町村において6回開催しているところがある一方で、虐待受理件数が年間100件を越えていても4回の開催に留まるなど市町村間に格差がみられた(表1)。

表1 虐待受理件数別実務者会議開催回数

平成25年度児童虐待受理件数 (福祉行政報告例)	市町村数	要保護児童対策地域協議会 実務者会議(回数)
50件未満	14	1~6
50件~100件未満	6	3~12
100件~200件未満	5	4~14

##### ○ケース移行の基準

また、児童相談所から市町村及び市町村から児童相談所へケースを移行する基準については明確には定まっておらず、通常、児童相談所から市町村へケースを移行する場合は、児童相談所での初期調査・初期対応を終え、保護者や児童へ指導や支援を行いモニターをした上で介入的な関わりや児童相談所の対応が不要と判断されるケースにおいて、市町村要対協と事前調整を行った上で市町村へ主担当を移行している。

一方、市町村から児童相談所へ援助依頼をする場合は、個別ケース検討会議への出席依頼をするほか、個別のケース対応において児童相談所の専門的な判定や知識又は技術が必要なことから、児童相談所の専門的な助言・指導を得たいケースが該当する。

また、市町村から児童相談所へ送致をする場合は、重症度が高く、一時保護が必要なケースや児童相談所の職権を行使して対応する必要があるケースが該当するが、調査対象の3市1町からは、児童相談所としての基準があれば分かりやすいとの意見もみられた。

#### ○連携・情報共有に係る課題等

調査対象となった3市1町からは、児童相談所担当職員が出張中のため連絡がつかず、必要な時にアドバイスがもらえないという課題も報告された。

#### **【委員の助言】**

- ・ 虐待受理件数と実務者会議の回数が比例しておらず、受理件数が100件を越えていても実務者会議が年数回しか開催されていないのであれば適切な進行管理を行っているとは考えにくい。実務者会議の開催頻度や進行管理の精度を上げる必要がある。
- ・ 市町村職員に虐待対応に関する専門家がおらず、困難ケースへどう対応しているのか不安である。専門家を入れて対応していく必要がある。
- ・ 市町村要対協の役割が大きくなる中で市町村は体制も弱いことから、児童相談所による助言に加え、虐待防止アドバイザーなど個別ケース検討会議に限らず、研修計画の中に盛り込み、専門性を高める必要がある。
- ・ 市町村と児相の役割分担については何らかのルールが必要だが、役割分担をすることで、両者が関わっているという認識が薄くなるおそれがある。どちらに移行しても両者とも単なる情報共有だけにとどまらず、お互いの役割を理解した上で協力してケースの支援にあたる必要がある。
- ・ 市町村が児童相談所から助言・指導を得たい時に職員が出張で不在の場合には上司が対応する等、組織同士での連携が必要である。
- ・ 市町村と児童相談所の判断が異なる場合は、市町村から児童相談所に対して法に基づく通知を行えば、児童相談所が児童福祉審議会へ報告することになり、第三者の意見を聴くことでより客観的な判断を求めることができる。

## イ 市町村の児童福祉部門と母子保健部門の連携状況

調査対象3市1町では、出生届時に母子保健事業の説明や子育て支援医療等の子どもに関する手続を一括して児童福祉部門で実施し、随時母子保健部門と児童福祉部門が連携している例や、母子健康手帳発行時に保健師が健康相談を実施、ハイリスク事例について児童福祉部門に情報提供することで連携している例、また、母子保健部門から虐待が疑われる連絡があった場合、児童福祉部門で家庭状況を総合的に判断している例がみられた。

### ○乳児全戸訪問事業から養育支援訪問事業へつなげる基準

府内市町村では、乳児全戸訪問事業は全市町村実施しているが、養育支援訪問事業は18市町村に留まっており、実施率は72%である。

養育支援訪問事業の実施状況については表2のとおりであるが、その対応状況には市町村間格差があり、対応件数が多い市町村は基準等が定められていたが、多くの市町村は基準等が定められていなかった。また、取り組まれていない市町村もあり、適切にリスクのある家庭を捉えているか疑問の残る結果となった。

### ○母子保健事業から要対協へつなげる基準

明確に基準を設けている市町村はなく、多くが母子保健部門と児童福祉部門の協議により決定し連携している。

表2 乳児家庭全戸訪問事業実施状況（府内市町村計）

平成25年度 対象家庭数	訪問数	支援が必要 とされた数（うち特定妊婦）		養育支援 訪問事業で対応		要対協で対応	
				特定妊婦	特定妊婦	特定妊婦	特定妊婦
8,305	7,873	741	66	418	38	62	27

※養育支援訪問事業及び要対協にて対応している場合は両方に計上

表3 乳児家庭全戸訪問事業における訪問率

府内平均	94.8%
全国平均	90.6%
全国平均を上回っている市町村数	23

表4 乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問者（複数回答）

区分	市町村数	比率
実施市町村数	25	100%
保健師	21	84%
助産師	7	28%
保育士	3	12%
民生児童委員	2	8%
子育て経験者	1	4%
その他	2	8%

表5 要支援率(支援が必要とされた数/対象家庭数)

要支援率	市町村数
0%～5%未満	19
5%以上～10%未満	3
10%以上～20%未満	1
20%以上～30%未満	1
30%以上	1

○「居住実態が把握できない児童」に対する対応

26年度、厚生労働省により「居住実態が把握できない児童」に関する調査が実施され、本府では市町村等において目視にて把握を行ったが、約半数が外国籍の児童であったことから、市町村要対協から東京入局管理局へ照会を行い出国を確認するなど児童の確認に時間を要している。また、母子保健部門と児童福祉部門が連携して居住実態の把握に努めているものの、市町村によって乳幼児健診の未受診者へのフォロー方法が異なり、市町村間の転入・転出時に乳幼児健診等の情報共有が確立されていないこと、児童手当等児童福祉における事務手続き時には把握できる対象に限界があること、さらに、外国籍の場合、就学義務がないために把握が難しいこと等の課題が浮き彫りになった。

○医療機関との連携

平成24年度から医療機関と市町村の間で妊娠・出産期に養育支援を必要とするハイリスク家庭の情報を共有し、早期から子育て支援を行うことで児童虐待を未然に防止する取組を実施しており、府内25市町村全てが参加、府内64医療機関（H27.3.16時点）が参加している。

調査対象3市1町においても産婦人科等と相互に情報共有を図っているが、総合病院に比べ個人病院については連携が取りにくいといった課題があるほか、保護者が精神疾患を抱えている場合など、日常生活や養育力を判断するために保護者に係る受診状況や治療実態等の医療情報が必要となることが多いが、子どもではなく、保護者の情報であることから、医療機関との情報共有のハードルが高くなるのが要因の一つとして考えられ、連携が難しい等の課題が挙げられた。

**【委員の助言】**

- ・ 乳幼児全戸家庭訪問事業から養育支援訪問事業、母子保健事業から要対協へつなげる基準が不明確であるため、支援を必要とする家庭を漏らしていないか危惧する。また、市町村間で基準が大きく違うのも問題であるため、府が統一的な基準を作成し示すべきである。
- ・ 特定妊婦の数も市町村間で格差があるため、適切に要対協へ挙げていく

ことが重要である。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業において、保健師の訪問だけではどうしても健康管理が中心となりやすく、家庭全体を見るソーシャルな視点が十分ではない場合がある。福祉部門との複数体制や、それが難しい場合はソーシャルな視点を踏まえたチェックリストを作成することも有効である。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業においては、訪問者により判断にズレが生じないようにその判断基準や対応について研修を行い、力量を高めておかないと未然防止につながらない。また、訪問を拒否された場合の対応方法についてもあらかじめ決めておく必要がある。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業において、訪問者が虐待に関する知識を十分に備えていることが重要であり、そのために研修等を行う必要がある。
- ・ 「居住実態が把握できない児童」について、児童相談所のCA情報はデータベース化されていないことが問題である。生活の実態を把握することが関係部署に求められており、関係機関の連携や仕組みを作ることで生活の実態を把握し、「居住実態が把握できない児童」を出さないよう努力すべきである。
- ・ 児童福祉、母子保健間での良い連携をつくっても体制は異動で変わってしまう。異動を踏まえ各部署での教育をきちんとしていく必要がある。
- ・ 困難事案として、保護者が精神疾患を抱えているケースの場合、医療面のアセスメントが抜け落ちては総合的な判断になりにくいことから、要対協の会議の場に医療従事者に参加してもらうよう働きかけることが大切である。

## ウ 市町村要対協と民生児童委員との連携について

実務者会議における情報がどのようなルートで共有され、対応や見守りに生かされているのかについて、調査対象3市1町では民生児童委員へ見守り等の対応が必要な場合に主任児童委員を通じて連絡をし対応している。

### 【委員の助言】

- ・ 民生児童委員との連携については、市町村からは情報管理の面での危惧が指摘されたが、代表者に会議に参画してもらうことや、地域の中での見守り等に関わってもらうことに加え、研修を充実することも重要である。

## (2) 児童虐待対応について

### ア 初期対応の状況について

本府では平成14年に児童虐待専任チーム(未来っ子サポートチーム)を設置し、通告から初期対応ミーティング、児童の安全確認、初期調査等を経て援助方針が決定されるまで児童虐待専任チームで対応を行い、援助方針が決定されれば地区担当福祉司へ引き継ぐという対応を行っている。

だが、通告件数の増加に伴い、様々な課題が生じてきているのが現状であり、初期対応状況のあり方について検証を行った。

#### ○初期対応

通告時にケース対応等で初期対応ミーティングの構成員が揃わない、出張先から管理職と電話で協議するなど、担当福祉司がケース概要を十分把握できないまま対応する状況も生じている。

また、京田辺支所には併設の一時保護所がなく、緊急保護が必要な場合には他の児童相談所への受入調整及び依頼が必要となるなど、受入決定まで時間を要する。

#### ○48時間以内の安全確認実施状況(表6)

平成25年度における虐待受理件数964件のうち、警察からの身柄付き通告や市町村からの援助依頼等を除く507件について96.6%、48時間以内の安全確認を実施。平成26年度上半期においても、95%の安全確認が行われている。

なお、平成26年度上半期に48時間を超えて確認に至ったケースについて以下のとおりである。

23件中、1件が虐待の重症度が中度で、母子で行方不明となったもの。児童の年齢が低かったことから中度として対応。母子が帰宅した際、海外に行っていたことが判明した。それ以外は危惧～軽度のケースであった。

表6 48時間ルール実施状況(府内児童相談所計)

	虐待案件 受理件数	安全確認 対象外※	安全確認 対象件数	48時間ルール実施状況				
				48時間 以内に確認	48時間を 超えて確認	72時間 以内に確認	未確認	48時間ルール 達成状況(%)
平成25年度	964	457	507	490	17	—	0	96.6%
平成26年度(上半期)	643	187	456	433	23	10	0	95.0%

○48時間を超えた安全確認ケース

- ・金曜夜の通告：金曜夜の通告は、市町村へ情報確認ができず、月曜日まで対象家庭が特定できないため安否確認に時間を要する。
- ・未所属児童：平成25年8月の「子ども虐待対応の手引き」改訂により、被虐待児のきょうだいについても心理的虐待として受理しており、保育所等に入所していない児童の安否確認に時間を要する。
- ・不在、行方不明：家庭訪問、関係機関への調査、警察への行方不明者届やCA情報を発信等の手は尽くすものの安否確認に時間を要する。
- ・長期休み：学校等所属先での安否確認ができずに時間を要する。

○児童虐待対応の状況等に関する調査

各都道府県の協力を得て、児童虐待対応状況に関する回答を得た結果の中で児童虐待の初期対応及び他機関との人事交流については下のとおりであった。  
(H27. 2. 26 現在 35 都道府県回答)

表7 児童虐待初期対応

◇専任チームの設置(都道府県数)				
有			無	その他
	専任	兼任		
17	15	2	17	1

◇受理から終結までの担当について(児童相談所により対応が異なる自治体は複数計上)	
①受理から終結まで児童福祉司・児童心理司ともに担当を変えず対応	22
②初期対応チーム等から援助方針決定後、地域担当に引継	7
③その他	10

表8 他機関との人事交流

◇児童相談所と他機関との人事交流					
無	有	人事交流を行っている機関(複数回答)			
		警察	市町村	教育委員会(教員)	その他
13	22	8	8	12	3

## 【委員の助言】

- ・ 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化は27年7月から予定されており、通告件数の増加が予想され、安否確認に労力を割かれてしまい、肝心の親支援や子どもへの支援ができない状況に陥ってしまうのではないかと懸念されている。安否確認を民間へ委託している地方公共団体もあることから、そのような対応も検討が必要である。
- ・ 初期対応のあり方については、初期対応から地区担当への引継がタイミングも含めて難しい部分もあり、他府県状況も参考にしながら、見直しをすべきである。
- ・ 児童相談所においては困難事案も増加しており様々な職種の関わりが重要である。警察OBや弁護士、教員を職員として児童相談所に配置する等、工夫している自治体もあることから、多種多様な職種が関わっていく必要がある。
- ・ 児童相談所担当者が出張等で不在のため、市町村がサポートを得られない状況は市町村の対応にも影響が出る。市町村を支援する児童相談所の役割を果たすためにも十分な人員体制の整備が急務である。
- ・ 京田辺支所ができたことで児童相談所が地域に身近な存在となり、性的虐待のような発見の難しい案件が増加するなど、対応の難しいものが多いことから体制強化を図る必要がある。
- ・ 潜在化しやすい性的虐待について、被害児童が発信できるよう、また教員等がその発信に気づき対応できるよう広報や研修が必要である。
- ・ 一時保護中は、家庭、地域、友人から離されるため不安定になりやすい。担当者が身近で丁寧な対応ができる体制が不可欠なこと、また各児童相談所への一時保護調整の負担が生じていることから、全ての所に一時保護所を設置する必要がある。
- ・ 一時保護所の体制強化も全国的な課題であり、児童の行動観察、アセスメント、心理的ケアを十分にできるよう一時保護所に心理職を入れる等の工夫も必要である。

## イ 夜間・休日対応について

### <夜間・休日における児童虐待通告件数>

平成25年度の勤務時間内通告が733件、勤務時間外が231件、平成26年度上半期ではそれぞれ468件、175件となっている。

また、22時以降翌日8時30分までと休日の通告は、平成26年度上半期で100件となっており、平成25年度年間110件と比較すると、夜間・休日の通告件数が約2倍となっている。

表9 府内児童相談所計

	時間帯別通告件数				計
	勤務時間内	17:15~22:00	22:00~8:30	休日	
平成25年度	733(76%)	121(13%)	39(4%)	71(7%)	964
平成26年度 上半期	468(72%)	75(12%)	32(5%)	68(11%)	643

### <夜間・休日における対応の流れ>

◇電話対応 電話相談員 (17:15~22:00) 管理宿直員 (22:00~8:30)



◇協議 当番職員 (課長・係長等) ↔ 虐待専任チーム  
協議

◇対応 即時対応が必要か協議した上で、必要な対応を行う。

### <課題>

児童相談所からは以下の課題が挙げられている。

- ・ 夜間・休日は市町村が閉庁しているため、市町村が把握している情報を得ることができず、情報不足の状態での対応方法の判断や初期調査を行うことになる。
- ・ 対応が必要な場合、職場から公用車で現地に向かうため時間がかかり、緊急な安否確認は警察に対応を依頼せざるを得ない。
- ・ 組織的な初期対応ミーティングは物理的に不可能であり、主に当番職員の判断で対応していることが多い。
- ・ 虐待専任チームの担当職員が限られており、24時間、365日待機を強いられ負担感が大きい。

### 【委員の助言】

- ・ 市町村は休日・夜間に緊急対応できる体制になく、児童相談所へ通告があった際に市町村が把握している情報が確認できないことから、その対策を講じるべきである。
- ・ 平成25年度と比較しても夜間・休日の通告件数が増加し、非常に逼迫した状況である。今後共通ダイヤルが3桁化されれば、児童相談所だけでは対応できない。他府県では児童相談所へ通告があった案件であっても市町村が初期調査等を実施しているところもあることから、どのように対応するのか、市町村含めて役割分担等を検討するほか、民間への委託等の様々な対応策を早急に検討すべきである。
- ・ 夜間・休日対応は、職員の生活への影響や、心理的拘束感が大きい。現状は職員の使命感に負うところが大きく、他の業務へのしわ寄せが生じやすい状況であるため、適切な夜間・休日体制が必要である。
- ・ これだけの業務を完璧にできるはずはなく、落とし穴があるのではと指摘するとともに現状を府として重く受け止め、改善すべきである。
- ・ 管内面積の広い児童相談所は、移動時間も配慮した安否確認体制を構築する必要がある。

### ウ 支援しているケースの進行管理について

児童虐待事案は各児童相談所ともに、週1回の虐待専任チームミーティングや判定援助方針会議の場で進行管理を行っている。また、ミーティングや会議とは別に月1回～数ヶ月に1回の頻度で虐待事案全ケースの進行管理を行う他、定期的な記録の供覧、担当福祉司へ状況確認を行っている。

進行管理における課題としては、

- ・ 虐待通告件数の増加により各児童福祉司が担当するケース数も増加し、対応に追われ時間的余裕がない
- ・ 職員の多忙や緊急対応等により、児童相談システムへのケース記録入力が追いつかず個々のケースの情報共有が難しい
- ・ 虐待ケースの増加から、直近の事案については近況報告のみになっている
- ・ 担当ケースの増加により、細かな状況のチェックができず、未処理ケースの点検、援助の方向性の確認が中心となっている。

<受理後、援助方針を決定できていない虐待案件（未処理案件）状況>

児童相談所において、児童虐待案件を受理した後（平成26年11月末日現在）で援助方針が決定していないものの受理後経過期間は下の表のとおりであり、3ヶ月以上経過している案件は251件（58%）であった。

表10 府内児童相談所計

主たる 虐待種別	受理から経過している期間				計
	1月未満	1月以上～3月未満	3月以上～6月未満	6月以上	
身体的虐待	9	13	38	27	87
性的虐待	5	0	1	5	11
ネグレクト	13	39	19	37	108
心理的虐待	39	62	67	57	225
計	66	114	125	126	431

○長期に渡り援助方針を決定できていない主な理由

- ・緊急対応・初期対応を優先するため、初期調査や安否確認を実施した調査継続中のケースについて援助方針を検討する時間が持てないことや、会議提案等の事務処理に手が回らない。
- ・泣き声通告の場合、初期調査や安否確認を行った上で、所属先の見守りの状況等から虐待事案として管理をするか判断するため、一定時間を要する。
- ・児童虐待以外の別内容の相談を地域担当福祉司が受理している場合、対応を任せてしまいがち。

○未処理案件への対応状況

- ・比較的軽微な案件は、保育所や学校等の所属機関による見守りで対応
- ・児童相談所の関与が必要な案件は、継続的に保護者や児童と関わる、関係機関調査等を進めることに加え、実務者会議等で情報共有を行っている。

○未処理案件対応における課題

- ・調査や協議の時間が確保できず、援助方針を早期に決定できない。
- ・初期調査や安否確認までは実施しても、保護者との連絡がつかないなど対応に苦慮。
- ・虐待専任チーム以外の地域担当福祉司を含めた職員の意識付け
- ・虐待件数が増加し所内体制が追いつかず、処理手順や体制の見直しが必要。

<虐待専任チームから地区担当福祉司への引き継ぎについて>

通告受理から児童の安否確認、初期調査、緊急対応を経て、援助方針会議において援助方針（助言指導、継続指導、児童福祉司指導、施設入所措置等）が決定されるまでの間は虐待専任チームが担当し、それ以降は地区担当福祉司へ引き継ぐことを原則としているが、引き続き介入的な関わりが必要な場合、法的な対応含めて虐待専任チームが担当することが適切な場合は引き続き虐待専任チームが担当。

## ○課題

- ・地区担当福祉司が、一般相談ケースに加え多くの虐待ケースを担当しており、引き継ぎが円滑にいかない。
- ・虐待専任チームの福祉司と保護者の間にある程度信頼関係が構築された段階での引き継ぎは必ずしも有効とはいえない側面がある。

こうした課題があるため、引き継ぎが円滑に進まずに虐待専任チームが担当する期間が長くなり、担当ケース数も増加している。

### **【委員の助言】**

- ・件数が増加している中、全件すべてチェックするのではなく、援助等の効果が上がっていないケースをチェックするなど、効率的な進行管理も必要である。
- ・失敗ケースは組織的判断ができていない。問題の発生を防止するためにも担当者が抱え込まず、組織的に判断ができる体制が必要である。

## エ 法的対応の状況について

虐待受理件数の増加に加え、困難事案の増加から、児童福祉法第28条による家庭裁判所への申立や親権停止申立等の法的対応が必要な案件が増加している。

家庭裁判所への申立件数（平成25年度及び平成26年上半期）は、12件で、親権停止が5件、28条申立が5件、28条更新申立が2件であった。性的虐待事案の増加も法的対応増加の要因となっている。

また、法的対応においては、児童の一時保護から社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置審査部会による審議を経て家庭裁判所へ申立を行うが、その間に児童や保護者への面接、弁護士との相談、家庭裁判所との協議等（事前協議、家庭裁判所調査官との打合せ、審問、審判）を行っている。

性的虐待は性的虐待以外の案件に比べて、児童への面接、心理的ケア、関係機関との綿密な打合せ等に細やかな対応が必要となり、特に事件化された場合は上記の業務量が3倍～4倍程度多くなっている。

### (3) 児童相談業務における人材育成のあり方について

今回の児童相談業務評価検証部会の現地調査に先立ち、児童相談所職員（児童福祉司、心理判定員、一時保護所職員）を対象に研修に関するアンケートを実施し、現地調査においては各所のOJTについてヒアリング調査を行った。

#### <アンケート結果>

##### ① 過去に受けた研修について

児童相談所職員にとってベースとなる研修である新任職員研修に加え、経験年数に応じて各職種における基礎的な研修を受講し、さらに面接技術の獲得や個別の事案に適切に対応できるように課題別研修も幅広く受講している。

##### ○課題別研修

安全パートナーリング研修、面接技法研修、性的虐待ガイドライン研修、初期被害調査面接研修、NICHD研修 等

##### ② 日常の業務に役立っている研修

日常の業務に役立っているとの回答が最も多かったのは「安全パートナーリング研修」で、児童虐待相談に関わらず、相談時に面接等で家族が問題解決に向けての主体であることを意識化し、視覚的に現状や見通し、目標を共有することができる等との回答があった。

また、職種別では、児童福祉司は「安全パートナーリング研修」、心理判定員は「心理テストカンファレンス」（心理判定事例の検討を行い心理検査におけるアセスメントの質的向上を図る）、一時保護所職員については「児童福祉施設実習」（施設へ宿泊して施設業務を体験し職員の専門性を高め、施設への理解や施設との連携を深める）と回答した者が最も多かった。

##### ③ 児童相談業務に対応するために必要だと思う主な知識や技術等（現在獲得している知識や技術等を除く）

##### ○アセスメント・ケース対応

- ・適切かつ具体的な援助方針を打ち立てられる技術、アセスメント力
- ・性被害児童の中長期的なケア
- ・攻撃的、暴力的な保護者への対処方法

##### ○関係機関、多職種の連携

- ・多職種によるチームアプローチのあり方やケース運営

##### ○知識・技術

- ・発達や性教育、精神科、法律等の様々な分野に関する知識
- ・保護者及び児童の動機づけを高める面接技術

- ・トラウマ的な被害体験に関する治療技法

#### ○研修の取組、研修体制

- ・単発の研修ではなく、講義から実践、検証が継続的に行われ、それを報告して共有する場が必要
- ・研修へ参加する時間の保障とバックアップ体制の整備
- ・各児童相談所を越えての方法論の蓄積ができるシステム作り

#### ○スーパーバイズ

- ・専門的な技術を学んだ後の実践に対しての継続的かつ専門的なスーパーバイズが必要
- ・対応等に苦慮した際にスーパーバイズが受けられることや困難事案への面接同席

#### ④ 研修の所内におけるフィードバック

##### <フィードバック研修>

「実施したことがある」は45%、「実施したことがない」が55%であった。

##### <職員会議、係ミーティングにおける報告>

職員会議や係ミーティングで「必ず報告している」者は23%、「報告したことがある」者は73%であった。

##### <各児童相談所におけるOJT>

OJTとしては週1回行われる援助方針会議でケースの見立てや方針について協議を行うことで対応方法や視点を学ぶことができ、また、週1回の係ミーティングが同じ職種同士での報告や相談の場となっている。

さらに、精神科医師に入ってもらいケースカンファレンスを実施している児童相談所もあった。

ただ、「援助方針会議で全てのケースに詳しい見立てまで十分に時間が割けない」、「新任職員の中でも特に対人援助の経験がない職員に対して丁寧に研修をしていく体制にない」ことが課題として挙げられた。

#### **【委員の助言】**

- ・ 児童相談所における多種多様な案件に対応するためには膨大な知識や技術が必要。3年から5年ではまず修得は不可能で、5年から10年は必要なことから、児童相談所では異動のサイクルも一般行政とは切り離して考えるべきである。
- ・ 単発の研修ではなく継続性のある研修の実施と、研修後も適切にスーパーバイズを受けられる体制の確保が職員の資質向上を図る上で必要であ

る。

- ・ 力量を上げるためには、与えられた研修よりも多種多様な職種による自発的な勉強会が最も効果的である。そのような勉強会での人とのつながりが困ったときの相談や連携のしやすさに繋がることから、それを可能にする組織としての後押しが必要である。
- ・ 何が上手くいって、何が上手くいかなかったのかを検討して取りまとめ、報告するような取組は現場の実践知の積み重ねとして非常に重要である。
- ・ 職員が大きなストレスを抱え、せっかくの人材がつぶれてしまわないためにも十分なOJTが必要であり、加えて職員が抱え込まないような工夫も組織として検討する必要がある。
- ・ 研修の受講のしやすい形式として、ネット上で学べるeラーニング形式にする等の研修方法の工夫が必要である。
- ・ 研修を企画、実施する際に職員の意見を吸い上げた研修としてほしい。

#### (4) その他、委員の助言

##### 【本部会について】

- ・ 次年度の対策を講じるためには、年度の早い時期に部会を開催すべきである。

##### 【市町村への助言】

- ・ 代表者会議においては、具体的に未然防止について議論し、取り組む必要がある。
- ・ コンタクトがとれないケースについては、身近な者がしっかりと話を聞くという姿勢が大切である。
- ・ 厚木市の事件では、電気・ガス・水道等のライフラインがとめられていた。機械的にとめるのではなく、家庭状況等チェックをすることが必要である。
- ・ 施設から在宅へ戻る家族再統合支援においては、家庭引き取り後のフォローを継続的に児童相談所と調整していく必要がある。

##### 【児童相談所への助言】

- ・ 学校等に研修を行うなどその対応力を高めることが児童相談所の負担を軽減することになる。3桁化への対応も含め、関係機関全体で対応や体制について検討していく必要がある。
- ・ 再統合支援については、施設、市町村要対協、児童相談所で計画やフォローアップの仕方の整理する必要がある。
- ・ 再統合支援については、親への支援プログラムが必要である。

- 様々な援助の方策について、どのようなルートを用いて保護者へ関わられるか、多様なチャンネルが必要。経済的不安がある場合、生活保護サイドから関わりを持ってないか等、虐待をしてはいけないというだけでは解決に結びつかず、家庭の課題に対して働きかけることも必要。また、児童相談所との関係が膠着状態でも家庭裁判所が関わると保護者が変わることもあり、28条の申立を行うというより、家庭裁判所という権威を「活用」することも有効である。

## 4 評価のまとめ

### (1) 児童相談所と市町村要対協の連携について

(市町村要対協について)

- ▷ 実務者会議の開催回数が虐待受理件数に比べて少なく、適切な進行管理が行われているとは言い難い。実務者会議の開催頻度や進行管理の精度を上げるべきである。
- ▷ 虐待防止アドバイザーについて、個別ケース検討会議での活用に限らず、研修計画の中に盛り込むことにより市町村職員の対応力を向上していくことが効果的である。
- ▷ 虐待通告件数が増加する中、適切に対応していくためには、児童相談所と市町村の役割分担が必要であるが、両者が関わっているという認識が薄くならないように留意し、単なる情報共有だけにとどまらず、お互いの役割を理解した上で協力してケースの支援にあたる必要がある。

(未然防止・早期発見に向けた取組)

- ▷ 市町村により特定妊婦の数、乳児家庭全戸訪問事業を行い、支援が必要とされた数に大きな差がある。未然防止、早期発見に向けては乳児家庭全戸訪問事業から養育支援訪問事業、母子保健事業から要対協へつなげ、見守り支援を行う必要があることから、府として統一的な基準を示し、支援が必要な家庭を漏らさないようにすべきである。
- ▷ 未然防止・早期発見に向けては、母子保健部門と児童福祉部門の連携が重要であり、市町村はもとより京都府においても連携を進めるとともに、このような取組は「居住実態が把握できない児童」をなくしていくことにつながることから、関係機関の連携の仕組み等を作る必要がある。

### (2) 児童虐待対応について

(初期対応状況)

- ▷ 迅速な対応に向け平成14年度に設置した虐待専任チームではあるが、通告の増加により対応に困難を生じていることから、他府県状況も参考にしながら、初期対応のあり方を見直していく必要がある。
- ▷ 児童相談所全国共通ダイヤルが3桁化されれば通告件数の増加が予想され、安否確認に労力を割かれてしまい、肝心の親や子どもへの支援ができない状況に陥るおそれがある。

(夜間・休日等緊急対応への体制づくり)

- ▷ 平成25年度と比較しても夜間・休日の通告件数の増加がみられるが、市町村は

夜間・休日に緊急対応できる体制にないことから、児童相談所は夜間・休日に市町村が把握している情報を得にくい。市町村との役割分担を行うほか、他地方公共団体においては安否確認を民間へ委託している団体もあることから、様々な対応方策を検討すべきである。

- ▷ 夜間・休日対応は職員の生活への影響に加え、心理的拘束感が強く、職員の心身への負担が大きい。このような状況は日常業務へのしわ寄せが生じやすいことを指摘するとともに、現状を重く受け止め早急に改善することが喫緊の課題である。

#### (児童相談所の体制強化)

- ▷ 府と市町村が役割分担を行い、増加する児童虐待通告に対応するには虐待の第一義的窓口である市町村の力量アップが欠かせない。そのような中、児童相談所担当者が出張等で不在のため、市町村がサポートを得られない状況は深刻な事態をも招きかねないことから、市町村を支援する児童相談所の役割を果たすためにも十分な人員体制を構築する必要がある。
- ▷ 増加する虐待通告に対応していくためには全件をすべてチェックするのではなく、援助等の効果が上がっていないケースをチェックするなど、進行管理の手法も検討することが必要である。

#### (一時保護所のあり方)

- ▷ 一時保護中の児童は、家庭、地域、友人から離されるため不安定になりやすい。担当者が身近で丁寧な対応ができる体制が児童への対応に不可欠である。

府においては3ヶ所一時保護所の連携・調整により対応しているが各児童相談所の一時保護調整に負担が生じていることから、一時保護所の運営のあり方について検討が必要である。

### (3) 児童相談業務における人材育成のあり方について

- ▷ 職員の力量を上げるためには多種多様な職種による自発的な勉強会が最も効果的であり、勉強会での人とのつながりが困ったときの相談や連携のしやすさに繋がることから、それを可能にする組織としての後押しが必要である。
- ▷ 単発の研修ではなく、継続性のある研修の実施と、研修後も適切にスーパーバイズを受けられる体制の確保が必要である。
- ▷ 何が上手くいき、何が上手くいかなかったのかを検討して取りまとめ、報告するような取組は現場の実践知の積み重ねとして非常に大切である。
- ▷ 職員が大きなストレスを抱え、せつかくの人材がつぶれてしまわないためにも十分なOJTが必要である。

## 5 おわりに

児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化が平成27年7月から始まるほか、厚生労働省により「居住実態が把握できない児童に関する調査」が行われるなど、児童虐待の未然防止・早期発見に向けた取組が強化されつつある。

これまでの間、児童相談所に虐待専任チームが設置されてから12年経過したほか、府内市町村においては要保護児童対策地域協議会を核に関係機関のネットワークが整備されるなど、一定の取組がなされているが、増加する児童虐待の現状や、共通ダイヤル3桁化などの動きに対しては、今までの取組を検証の上、今後、抜本的な体制強化を図る必要があると考えられる。

今回の評価は児童虐待を取り巻く動きに対し、府としての工夫・努力は評価するもののそれだけでは十分に対応できない現状があることから、抜本的な体制強化なしには十分な対応が行い得ないことを委員一同が強く感じているものであり、京都府におかれては、今回の報告書について真摯に受け止めていただき、具体的な体制の整備と強化に取り組まれることを強く期待するとともに、虐待の未然防止・早期発見に積極的に取り組むことにより虐待の防止をすすめ、児童相談所の持つ機能が十分発揮できることを期待する。

ただ、その体制強化は京都府のみに課せられたものではなく、市町村、警察、学校等教育機関、医療機関、民間団体等が連携して対応していくべきことから、今後、関係機関での連携、役割分担について協議を進めていただくとともに、児童虐待をめぐる厳しい現状は今後も続くことが予想されることから、引き続き、関係者のたゆまぬ努力を望みたい。

## 6 用語解説

用語	解説
要保護児童対策地域協議会 (以下、「要対協」という)	児童虐待等で保護を要する児童（以下、「要保護児童」という）、支援が必要とされる児童や保護者に対して複数の機関で援助を行うための法定化された協議会であり、開催される会議は「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の3層から構成されている。
代表者会議	要対協の構成機関の代表が集まり、要保護児童等への理解、要対協の現状と各機関の役割について共有し、より効果的な市町村における支援体制について、全体で確認するための会議である。
実務者会議	要対協の構成機関のうち、ケースへの援助を把握している実務者が集まり、要対協が対象とする全てのケースを進行管理するための会議である。
個別ケース検討会議	ケースへの援助に直接関わっている担当者が集まり、個別のケースについて具体的な援助内容（援助方針）を検討する会議である。
援助依頼	市町村要対協が児童相談所に対して、技術的援助及び助言を求めることをいう。
送致	市町村要対協が緊急性のあるケースも含め対応困難なケースについて、児童相談所へケースの対応を依頼することをいう。
乳児家庭全戸訪問事業	市町村が行う事業で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞いた上で、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う。
養育支援訪問事業	市町村が行う事業で、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する。
特定妊婦	出産後の児童の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。 妊娠中から家庭環境等におけるハイリスク要因を特定できる妊婦で、例えば、若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える等が挙げられる。
居住実態が把握できない児童	市町村の住民基本台帳記録がある18歳未満児童のうち、次のいずれかに該当する児童をいう。 ①乳幼児健診等の乳幼児を対象とする母子保健サービスを受けておらず、電話や文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない家庭の児童 ②市町村の児童家庭相談や保育の実施事務、児童手当等の児童を対象とした手当の支給事務の過程で把握されている児童のいる家庭のうち、電話や文書、家庭訪問等により連絡・接触ができず、必要な届出や手続を行っていない家庭の児童 ③市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が各学校等と連携してもなお電話や文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない家庭の児童
OJT	On-the-Job Training、オン・ザ・ジョブトレーニング。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、

	修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動
虐待防止アドバイザー	京都府で登録している児童福祉や児童心理等の分野に見識を有する児童虐待防止対策の有識者であり、要対協への助言等を行う。
CA情報	全国児童相談所長会の申し合わせによる情報共有体制。支援をしている児童が行方不明となった場合に、各自治体の中央児童相談所がCA情報連絡票（行方不明児童の氏名、年齢、性別等が記載されたもの）の送受信の窓口となり、全国の中央児童相談所間で情報共有し、発見された場合は送信元の児童相談所へ情報提供を行うもの。CAは「Child Abuse」（児童虐待）の略。
判定援助方針会議	児童相談所において行う会議。調査や診断等の結果に基づき、児童や保護者等に対する最も効果的な援助内容（援助方針）を決定する。援助方針の主なものとして、助言指導、継続指導、児童福祉司指導、児童福祉施設入所措置等がある。 どの援助を行う場合でも、児童や保護者等に、その理由や方法等について十分説明し、児童や保護者等の意見も聞き行う。
助言指導	1ないし、数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる児童や保護者等に対する指導をいう。
継続指導	複雑困難な課題を抱える児童や保護者等との継続的な面接等により、課題や問題点への対応策を共に考え支援を行うことや心理療法やカウンセリング等を実施することをいう。
児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童や保護者等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、児童福祉司が中心となり援助を行う。
児童福祉施設入所措置	児童が保護者のもとで生活することが児童の権利・利益を侵害するか又はそのおそれがある場合に、児童を保護者と分離し、児童福祉施設へ入所させること。 児童を家庭から離して異なった環境に置くため、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連続性の確保や適切な入所期間の設定等の対応を行う。
一時保護	虐待等により児童を家庭から一時引き離す必要がある場合（緊急保護）や適切かつ具体的な援助方針を定めるために生活レベルから子どもの行動観察、生活指導等を行う必要がある場合等に、一時保護所に児童を入所させること。
児童相談システム	児童虐待の通告や児童相談所における各種相談等についての様々な情報や案件の進行管理を行うシステムで、情報の共有化を進めることで、それに付随する文書作成や統計業務の効率化を図り、児童相談所の相談業務や児童虐待対策を充実させるもの
安全パートナーリング研修	家族への介入的な関わりと寄り添い支援する関わりを統合し、リスク面と家族のもつ強みのバランスを見極めながら、家族の立場と専門職の立場の両方を取り入れた支援計画等に基づいた手法を習得する研修
面接技法研修	対人支援業務向上に向けた面接技術を獲得する研修
性的虐待ガイドライン研修	『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版』をもとに、定義・特徴・対応等について網羅した講義型研修
初期被害調査面接研修	虐待通告直後の初期対応において、性被害事実の有無を確認するために行う面接の技法習得を目的としたロールプレイ型研修
NICHHD研修	性被害を受けた児童に対する、法的立証性、客観性のある事実確認面接の技法習得を目的としたロールプレイ型研修

## 7 部会の開催経過

### ● 第1回

開催日：平成26年11月10日（月） 14:00~15:30  
会場：京都平安ホテル  
議事：

- ・部会長の選出について
- ・京都府の児童虐待の状況について
- ・昨年度の外部評価に基づく取組等について
- ・本年度の外部評価について

### ● 第2回

#### 【宇治児童相談所京田辺支所 現地調査】

開催日：平成27年1月7日（水） 13:30~16:30  
議事：

- ・児童相談所と市町村要対協の連携について
- ・児童虐待対応について
- ・児童相談業務における人材育成のあり方について

### ● 第3回

#### 【宇治児童相談所 現地調査】

開催日：平成27年1月9日（金） 9:30~12:30  
議事：

- ・児童相談所と市町村要対協の連携について
- ・児童虐待対応について
- ・児童相談業務における人材育成のあり方について

### ● 第4回

#### 【福知山児童相談所 現地調査】

開催日：平成27年1月14日（水） 14:00~16:30  
議事：

- ・児童相談所と市町村要対協の連携について
- ・児童虐待対応について
- ・児童相談業務における人材育成のあり方について

### ● 第5回

#### 【家庭支援総合センター 現地調査】

開催日：平成27年1月15日（木） 9:00~12:00  
議事：

- ・児童相談所と市町村要対協の連携について
- ・児童虐待対応について
- ・児童相談業務における人材育成のあり方について

### ● 第6回

開催日：平成27年2月27日（金） 9:30~11:30  
会場：京都平安ホテル  
議事：委員助言のとりまとめ及び追加資料について

### ● 第7回

開催日：平成27年3月19日（木） 13:00~15:00  
会場：ホテル ルビノ 京都堀川  
議事：今年度の報告書について

8 京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童相談業務評価検証部会・委員名簿

氏 名	役 職
<p>[部会長]</p> <p>津 崎 哲 郎</p>	<p>花園大学社会福祉学部特任教授</p>
<p>細 井 創</p>	<p>京都府立医科大学教授</p>
<p>安 保 千 秋</p>	<p>弁護士（京都弁護士会所属）</p>
<p>廣 井 亮 一</p>	<p>立命館大学大学院教授</p>
<p>本 郷 俊 明</p>	<p>京都府民生児童委員協議会会長</p>
<p>麻 田 知壽子</p>	<p>NPO法人きょうとCAP代表</p>